

# 自主点検表【通所介護相当サービス・短時間型通所サービス】

(令和6年6月版)

●チェックポイントに対する「評価」欄の記入要領(例)

- |            |     |
|------------|-----|
| ・満たしている    | … ○ |
| ・一部満たしていない | … △ |
| ・満たしていない   | … × |
| ・該当なし      | … — |

※満たしていないものがあつた場合、「評価」欄に その内容を記載すること。

事業所名	
点検年月日	
記入者	

●凡例

- 平29宇告44 … 「宇治市指定訪問介護相当サービス及び指定通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱」(平成29年3月31日 宇治市告示第44号)
- 平29宇告45 … 「宇治市指定生活支援型訪問サービス及び指定短時間型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱」(平成29年3月31日 宇治市告示第45号)
- 平29宇告47 … 「宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱」(平成29年3月31日 宇治市告示第47号)
- 法 … 介護保険法

老企第25号 … 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について

### 【通所介護相当サービス・短時間型通所サービス共通】

0 総則

項目	基準	根拠条文	評価
1 事業の一般原則	① 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。	平29宇告44第3条	
	② 事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、本市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。	平29宇告45第3条	
	③ 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。		
	④ 事業者は、サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。		
	<p style="color: red;">※ サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。</p> <p style="color: red;">この場合において、「科学的介護情報システム(LIFE:Long-term careInformation system For Evidence)」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい。</p> <p style="color: red;">(老企第25号 第3の一の3(1))</p>		
⑤ 事業者は、法人でなければならない。			
2 暴力団員等の排除	① 事業所の従業者は、宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であつてはならない。	平29宇告44第4条	
	② 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。	平29宇告45第4条	

### 【通所介護相当サービス】

1 基本方針

項目	基準	根拠条文	評価
1 基本方針	通所介護相当サービスの事業はその利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	平29宇告44第44条	

【通所介護相当サービス】

2 人員に関する基準

項目	基準	根拠条文	評価
1 従業者の員数	<p>① 事業者が事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 生活相談員 サービスの提供日ごとに、サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>二 看護師又は准看護師 サービスの単位ごとに、専ら当該サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>三 介護職員 サービスの単位ごとに、当該サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（事業者が指定通所介護事業者（京都府指定居宅サービス等基準条例第101条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を受けて、かつ、サービスの事業と指定通所介護（京都府指定居宅サービス等基準条例第100条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該サービス事業所におけるサービス又は指定通所介護の利用者。以下この条から第47条までにおいて同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>四 機能訓練指導員 1以上</p>	平29宇告44 第45条	
	<p>② 事業所の利用定員（当該サービス事業所において同時にサービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び同項第3号に規定する介護職員の員数を、サービスの単位ごとに、当該サービスを提供している時間帯に当該看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。</p>		
	<p>③ 事業者は、サービスの単位ごとに、①三の介護職員（②の適用を受ける場合にあつては、②の看護職員又は介護職員。④及び⑦において同じ。）を、常時1人以上当該サービスに従事させなければならない。</p>		
	<p>④ ①及び②の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他のサービスの単位の介護職員として従事することができる。</p>		
	<p>⑤ ①から④までのサービスの単位は、通所介護相当サービスであつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p>		
	<p>⑥ ①四に規定する機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p>		
	<p>⑦ ①一に規定する生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p>		
	<p>⑧ 事業者が通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービスの事業と通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、京都府指定居宅サービス等基準条例第101条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>		
2 管理者	<p>① 事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	平29宇告44 第46条	

項目	基準	根拠条文	評価
<b>【短時間型通所サービス】</b>			
1 基本方針			
項目	基準	根拠条文	評価
1 基本方針	短時間型通所サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	平29宇告45第43条	
<b>【短時間型通所サービス】</b>			
2 人員に関する基準			
項目	基準	根拠条文	評価
1 従業者の員数	<p>① 事業者が事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 生活相談員 サービスの提供日ごとに、専ら当該サービスの提供に当たる生活相談員が1以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>二 看護師若しくは准看護師又は介護職員（以下「看護職員等」という。）サービスの単位ごとに、当該サービスを提供している時間帯に看護職員等（専ら当該サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該サービスを提供している時間数で除して得た数が利用者（サービス事業者が指定通所介護事業者（京都府指定居宅サービス等基準条例第101条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、サービスの事業と指定通所介護（京都府指定居宅サービス等基準条例第100条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該指定短時間型通所サービス事業所における指定短時間型通所サービス又は指定通所介護の利用者。以下この条から第46条までにおいて同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては利用者1人当たりにつき必要と認められる数</p> <p>三 機能訓練指導員 1以上</p> <p>② 事業者は、サービスの単位ごとに、看護職員等を、常時1人以上当該サービスに従事させなければならない。</p> <p>③ ①の規定にかかわらず、看護職員等は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の短時間型通所サービスの単位の看護職員等として従事することができるものとする。</p> <p>④ ①～③に規定するサービスの単位は、短時間型通所サービスであつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>⑤ ①三に規定する機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、短時間型通所サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>⑥ ①一に規定する生活相談員又は看護職員等のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>⑦ 事業者が通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、短時間型通所サービスの事業と通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、京都府指定居宅サービス等基準条例第101条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	平29宇告45第44条	
2 管理者	① 事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	平29宇告45第45条	

項目	基準	根拠条文	評価
----	----	------	----

【通所介護相当サービス・短時間型通所サービス共通】

3 設備に関する基準

項目	基準	根拠条文	評価
1 設備及び備品等	① 事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備及びサービスの提供に必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。	平29宇告44第47条	
	② ①に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 一 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。 二 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。	平29宇告45第46条	
	③ ①に掲げる設備は、専ら当該サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。		
	④ ③のただし書の場合（事業者が①に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に通所介護相当サービス（短時間型通所サービス）以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービス内容を当該サービスの提供の開始前に当該事業者に係る指定を行つた市町村長に届け出るものとする。		
	⑤ 事業者が通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、サービスの事業と通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、京都府指定居宅サービス等基準条例第103条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。		

【通所介護相当サービス・短時間型通所サービス共通】

4 運営に関する基準①

項目	基準	根拠条文	評価
1 内容及び手続の説明及び同意	① 事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、17に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	平29宇告44第61条 平29宇告44第9条準用	
	② 事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、④で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次の各号に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 電子情報処理組織を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法	平29宇告45第60条 平29宇告45第9条準用	
	③ ②に掲げる方法は、利用申込者又はその家族が②一ア及びイ並びに二に規定するファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。		

項目	基準	根拠条文	評価
	<p>④ 事業者は、②の規定により①に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、その用いる次の各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 ②各号に掲げる方法のうち事業者が使用するもの</p> <p>二 ②一ア及びイ並びに二に規定するファイルへの記録の方式</p> <p>⑤ ⑤の承諾を得た事業者は、利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、①に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。</p>		
2 提供拒否の禁止	事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。	<p>平29字告44第61条</p> <p>平29字告44第10条準用</p> <p>平29字告45第60条</p> <p>平29字告45第10条準用</p>	
3 サービス提供困難時の対応	事業者は、事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る <b>介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。第16条において同じ。）の実施者（以下「介護予防支援事業者等」と総称する。）</b> への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。	<p>平29字告44第61条</p> <p>平29字告44第11条準用</p> <p>平29字告45第60条</p> <p>平29字告45第11条準用</p>	
4 受給資格等の確認	<p>① 事業者は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間又は介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に規定する様式第1の質問項目に対する回答の結果に基づき、様式第2に掲げるいずれかの基準（以下「基本チェックリスト」という。）の該当の有無及びその有効期間を確かめるものとする。</p> <p>② 事業者は、①の被保険者証に法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めなければならない。</p>	<p>平29字告44第61条</p> <p>平29字告44第12条準用</p> <p>平29字告45第60条</p> <p>平29字告45第12条準用</p>	
5 要支援認定等の申請に係る援助	<p>① 事業者は、サービスの提供の開始に際し、要支援認定又は基本チェックリストの該当の有無の判断（以下「要支援認定等」という。）を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>② 事業所は、介護予防支援（法第8条の2第16項に規定する介護予防支援をいう。以下同じ。）又は第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。以下同じ。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要があると認めるときは、要支援認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>平29字告44第61条</p> <p>平29字告44第13条準用</p> <p>平29字告45第60条</p> <p>平29字告45第13条準用</p>	
6 心身の状況等の把握	事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る <b>介護予防支援事業者等</b> が開催するサービス担当者会議（宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年宇治市条例第38号。以下「 <b>指定介護予防支援等基準条例</b> 」という。） <b>第25条第3項</b> に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	<p>平29字告44第61条</p> <p>平29字告44第14条準用</p> <p>平29字告45第60条</p> <p>平29字告45第14条準用</p>	

項目	基準	根拠条文	評価
7 介護予防支援事業者等その他保健医療又は福祉サービス提供者との連携	① 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る <b>介護予防支援事業者等</b> その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	平29宇告44第61条 平29宇告44第15条準用	
	② 事業者は、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る <b>介護予防支援事業者等</b> に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	平29宇告45第60条 平29宇告45第15条準用	
8 第1号事業支給費の支給を受けるための援助	事業者は、サービスの提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）又は第1号介護予防支援事業による支援により作成される計画（以下「介護予防サービス計画等」と総称する。）の作成を <b>介護予防支援事業者等</b> に依頼する旨を本市に届け出ること等により、第1号事業支給費（法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費をいう。以下同じ。）の支給を受けることができる旨を説明すること、 <b>介護予防支援事業者等</b> に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費を受けるために必要な援助を行わなければならない。	平29宇告44第61条 平29宇告44第16条準用 平29宇告45第60条 平29宇告45第16条準用	
9 介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供	事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る <b>介護予防支援事業者等</b> への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。	平29宇告44第61条 平29宇告44第17条準用 平29宇告45第60条 平29宇告45第17条準用	
10 介護予防サービス計画等の変更の援助	事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センターへの連絡その他の必要な援助を行わなければならない。	平29宇告44第61条 平29宇告44第18条準用 平29宇告45第60条 平29宇告45第18条準用	
11 サービスの提供の記録	① 事業者は、サービスを提供した際には、当該サービスの提供日及び内容、当該サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。	平29宇告44第61条 平29宇告44第20条準用	
	② 事業者は、サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があつた場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。	平29宇告45第60条 平29宇告45第20条準用	

項目	基準	根拠条文	評価
12 利用料等の受領	① 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る費用基準額から当該事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。	平29宇告44第48条 平29宇告45第47条	
	② 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、当該サービスに係る費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。		
	③ 事業者は、①、②の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 二 食事の提供に要する費用 三 おむつ代 四 ①～③に掲げるもののほか、サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者負担に相当と認められる費用		
	④ ③二に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）に定めるところによるものとする。		
	⑤ 事業者は、③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。		
13 証明書の交付	事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。	平29宇告44第61条 平29宇告44第22条準用 平29宇告45第60条 平29宇告45第22条準用	
14 利用者に関する本市等への通知	事業者は、サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本市及び当該利用者の保険者に通知しなければならない。 一 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、支援の状態の程度を増進させたと認められるとき、又は要介護状態になったと認められるとき。 二 偽りその他不正な行為によつて第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。	平29宇告44第61条 平29宇告44第24条準用 平29宇告45第60条 平29宇告45第24条準用	
15 緊急時等の対応	従業者は、現にサービスの提供を行つているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	平29宇告44第61条 平29宇告44第25条準用 平29宇告45第60条 平29宇告45第25条準用	
16 管理者の責務	① 事業所の管理者は、当該サービス事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。	平29宇告44第49条 平29宇告45第48条	
	② 事業所の管理者は、当該サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。		



項目	基準	根拠条文	評価
17 運営規程	<p>事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針  二 従業者の職種、員数及び職務の内容  三 営業日及び営業時間  四 サービスの利用定員  五 サービスの内容及び利用料その他の費用の額  六 通常の事業の実施地域  七 サービス利用に当たっての留意事項  八 個人情報の取扱い  九 緊急時等における対応方法  十 非常災害対策  十一 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>※ 虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。  （老企第25号 第3の一の3(19)）</p> <p>十二 その他運営に関する重要事項</p>	<p>平29宇告44第50条</p> <p>平29宇告45第49条</p>	
18 勤務体制の確保等	<p>① 事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所の単位ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>② 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>③ 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>④ 事業者は、すべての従業者（看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>※ 介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけられることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること。  当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とするとし、具体的には、同条第3項において規定されている看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。</p> <p>（老企第25号 第3の六の3(5)、第3の二の3(6)参照）</p>	<p>平29宇告44第51条</p> <p>平29宇告45第50条</p>	
	<p>⑤ 事業者は、適切なサービスを提供するため、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>※ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。</p>		



項目	基準	根拠条文	評価
	<p><b>イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容</b>            事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。</p> <p>a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発            職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。</p> <p>b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体            相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。</p> <p>なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業（医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が5000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。</p> <p><b>ロ 事業主が講ずることが望ましい取組について</b>            パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にされたい。  <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html</a>            加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましい。</p> <p>（老企第25号 第3の六の3(5)、第3の一の3(21)参照）</p>		
19 定員の遵守	<p>事業者は、利用定員を超えてサービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>平29宇告44第52条</p> <p>平29宇告45第51条</p>	
20 非常災害対策	<p>① 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>※ 事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。なお「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定通所介護事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定通所介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。</p> <p>（老企第25号 第3の六の3(7)）</p>	<p>平29宇告44第53条</p> <p>平29宇告45第52条</p>	

項目	基準	根拠条文	評価
	<p>② 事業者は、①に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p>※ 事業者が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。</p> <p>( 老企第25号 第3の六の3(7) )</p>		
21 衛生管理等	<p>① 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p>	平29宇告44第54条	
	<p>② 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。</p> <p>二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>※ 感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。</p> <p>ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 通所介護従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育(年1回以上)を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</p> <p>( 老企第25号 第3の六の3(8) )</p>	平29宇告45第53条	

項目	基準	根拠条文	評価
22 事故発生時の対応	<p>① 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の保険者及び家族、当該利用者に係る<b>介護予防支援事業者等</b>に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>※ 事故発生時の対応は、「介護サービスの提供により事故等が発生した場合の宇治市への報告に関する要項」により行うこと。</p> <p>② 事業者は、①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>③ 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>④ 事業者は、3設備に関する基準④に規定する指定サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、①及び②の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>平29宇告44第55条</p> <p>平29宇告45第54条</p>	
23 業務継続計画の策定等	<p>① 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対しサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>※ 事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定通所介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、通所介護従業者に対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、居宅基準第105条の規定により指定通所介護の事業について準用される居宅基準第30条の2に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。</p> <p>※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げものではない。さらに、感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。</p> <p>イ 感染症に係る業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)</li> <li>b 初動対応</li> <li>c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)</li> </ul> <p>ロ 災害に係る業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)</li> <li>b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)</li> <li>c 他施設及び地域との連携</li> </ul> <p>( 老企第25号 第3の六の3(6) )</p> <p>② 事業者は、従業者に対し、業務継続計画を周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年1回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。</p>	<p>平29宇告44第61条</p> <p>平29宇告44第29条の2準用</p> <p>平29宇告45第60条</p> <p>平29宇告45第28条の2準用</p>	

項目	基準	根拠条文	評価
	<p>※ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</p> <p>（老企第25号 第3の六の3(6)）</p>		
	<p>③ 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該業務継続計画の変更を行うものとする。</p>		
24 掲示	<p>① 事業者は、事業所の見やすい場所に、17に規定する重要事項に関する規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下「重要事項」という。）を掲示しなければならない。</p> <p>※ 事業者は、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定訪問介護事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものである。</p> <p>イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。</p> <p>ロ 訪問介護員等の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、訪問介護員等の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。</p> <p>（老企第25号 第3の六の3(13)、第3の一の3(24)準用）</p>	<p>平29宇告44第61条</p> <p>平29宇告44第31条準用</p> <p>平29宇告45第60条</p> <p>平29宇告45第30条準用</p>	
	<p>② 事業者は、重要事項を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、①の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>※ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該事業所内に備え付けることで①の掲示に代えることができることを規定したものである。</p> <p>（老企第25号 第3の六の3(13)、第3の一の3(24)準用）</p>		
	<p>③ 事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</p> <p>※ ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。（令和7年3月31日までの間は、努力義務）</p> <p>（老企第25号 第3の六の3(13)、第3の一の3(24)準用）</p>		
25 秘密保持等	<p>① 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p>	<p>平29宇告44第61条</p>	
	<p>② 事業者は、事業所の従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>平29宇告44第32条準用</p> <p>平29宇告45第60条</p>	
	<p>③ 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p>	<p>平29宇告45第31条準用</p>	

項目	基準	根拠条文	評価
26 広告	事業者は、事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであつてはならない。	平29宇告44第61条 平29宇告44第33条準用 平29宇告45第60条 平29宇告45第32条準用	
27 介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止	事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	平29宇告44第61条 平29宇告44第34条準用 平29宇告45第60条 平29宇告45第33条準用	
28 苦情処理	① 事業者は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	平29宇告44第61条	
	② 事業者は、①の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	平29宇告44第35条準用 平29宇告45第60条	
	③ 事業者は、提供したサービスに関し、法第115条の45の7の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の命令若しくは出頭の求め又は本市の職員による質問若しくは設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。	平29宇告45第34条準用	
	④ 事業者は、本市からの求めがあった場合には、③の改善の内容を本市に報告しなければならない。		
	⑤ 事業者は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。		
	⑥ 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑤の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。		
29 虐待の防止	① 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。	平29宇告44第61条	
	一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 三 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	平29宇告44第37条の2準用 平29宇告45第60条 平29宇告45第36条の2準用	
	※ 虐待の防止に関する事項について規定したものである。虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。		



項目	基準	根拠条文	評価
	<p>・虐待の未然防止 事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にとそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。</p> <p>・虐待等の早期発見 事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。</p> <p>・虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（第1号） 虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。 なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ハ 虐待の防止のための職員研修に関すること ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</p> <p>② 虐待の防止のための指針(第2号) 事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p> <p>③ 虐待の防止のための従業者に対する研修（第3号） 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定訪問介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。</p>		

項目	基準	根拠条文	評価
	<p>④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第4号）  事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。  (※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者  （老企第25号 第3の六の3(13)、第3の一の3(31)準用）</p>		
30 地域との連携等	<p>① 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p> <p>※ サービスの事業が地域に開かれた事業として行われるよう、事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。  （老企第25号 第3の六の3(9)）</p> <p>② 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して本市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>③ 事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスを提供するよう努めなければならない。</p> <p>※ 高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要支援者等にサービスを提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要支援者等のみを対象としたサービス提供が行われないよう、正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要支援者等にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものである。  （老企第25号 第3の六の3(13)、第3の一の3(29)準用）</p>	<p>平29字告44第54条の2</p> <p>平29字告45第53条の2</p>	
31 会計の区分	<p>事業者は、サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p>	<p>平29字告44第61条</p> <p>平29字告44第38条準用</p> <p>平29字告45第60条</p> <p>平29字告45第37条準用</p>	
32 事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供	<p>① 事業者は、当該サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次の各号に掲げる事項を市長へ届け出なければならない。</p> <p>一 廃止し、又は休止しようとする年月日  二 廃止し、又は休止しようとする理由  三 現にサービスを受けている者に対する措置  四 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間</p> <p>② 事業者は、①の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該サービスを受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該サービスに相当するサービスの提供を希望するものに対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、その者に係る介護予防支援事業者等、他のサービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。</p>	<p>平29字告44第61条</p> <p>平29字告44第43条準用</p> <p>平29字告45第60条</p> <p>平29字告45第42条準用</p>	



項目	基準	根拠条文	評価
33 記録の整備	① 事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	平29宇告44第56条	
	② 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。 一 22②の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 二 5運営に関する基準②二の規定による個別計画 三 11②の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 四 5運営に関する基準②九の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 五 14の規定による本市等への通知に係る記録 六 28②の規定による苦情の内容等の記録	平29宇告45第55条	
	③ 事業者は、1に規定する利用料等の受領に関する記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。		
34 安全管理体制等の確保	① 事業者は、サービスの提供を行つているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業員に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ決めておかなければならない。	平29宇告44第60条 平29宇告45第59条	
	② 事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。		
	③ 事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍、血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。		
	④ 事業者は、サービスの提供を行つているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。		
35 電磁的記録等	① 事業者及びその従業員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、指定訪問介護相当サービス等基準等要綱（平成29年宇治市告示第44号）又は指定生活支援型訪問サービス等基準等要綱（平成29年宇治市告示第45号）において書面（書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚よつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）により行うことが規定され、又は想定されるもの及び次項に規定するものを除く。）は、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。  ※ 電磁的記録について 事業者及びサービスの提供に当たる者等（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。  (1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。  (2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 ① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取つてできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法  (3) その他、居宅基準第217条第1項及び予防基準第293条第1項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によること。  (4) また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。  (老企第25号 第5の1)	平29宇告44第62条 平29宇告45第61条	

項目	基準	根拠条文	評価
	<p>② 事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この要綱において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得た場合に限り、書面により行うことに代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。</p> <p>※ 電磁的方法について            利用者及びその家族等(以下「利用者等」という。)の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等(交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。)について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである。</p> <p>(1) 電磁的方法による交付は、居宅基準第8条第2項から第6項まで及び予防基準第49条の2第2項から第6項までの規定に準じた方法によること。</p> <p>(2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&amp;A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。</p> <p>(3) 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等との間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&amp;A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。</p> <p>(4) その他、居宅基準第217条第2項及び予防基準第293条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただし、居宅基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。</p> <p>(5) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>( 老企第25号 第5の2 )</p>		

項目	基準	根拠条文	評価
<b>【通所介護相当サービス】</b>			
5 運営に関する基準②			
項目	基準	根拠条文	評価
1 通所介護相当サービスの基本取扱方針	① サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。	平29宇告44第57条	
	② 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。		
	③ 事業者は、サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。		
	④ 事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。		
	⑤ 事業者は、サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。		
2 サービスの具体的な取扱方針	① サービスの方針は、基本方針及び基本取扱方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。	平29宇告44第58条	
	一 サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。		
	二 事業所の管理者は、一に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所介護相当サービス個別計画（以下この章において「個別計画」という。）を作成するものとする。		
	三 個別計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画等の内容に沿って作成しなければならない。		
	四 事業所の管理者は、個別計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。		
	五 事業所の管理者は、個別計画を作成した際には、当該個別計画を利用者に交付しなければならない。		
	六 サービスの提供に当たっては、個別計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。		
	七 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。		
	八 サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。		
	九 八の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。		
	十 サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。		
	十一 事業所の管理者は、個別計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該個別計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した <b>介護予防支援事業者等</b> に報告するとともに、当該個別計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該個別計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。		
	十二 事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した <b>介護予防支援事業者等</b> に報告しなければならない。		
	十三 事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて個別計画の変更を行うものとする。		
十四 一から十二までの規定は、前号に規定する個別計画の変更について準用する。			

項目	基準	根拠条文	評価
3 サービスの提供に当たつての留意点	<p>① サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次の各号に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。</p> <p>一 事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント又は第1号介護予防支援事業による支援において把握された課題、サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。</p> <p>二 事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。</p> <p>三 事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、運営に関する基準①34に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。</p>	平29宇告44第59条	

### 【短時間型通所サービス】

#### 5 運営に関する基準②

項目	基準	根拠条文	評価
1 短時間型通所サービスの基本取扱方針	<p>① サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>② 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、主治の医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>③ 事業者は、サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>④ 事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>⑤ 事業者は、サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。</p>	平29宇告45第56条	
2 サービスの具体的取扱方針	<p>① サービスの方針は、基本方針及び基本取扱方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 サービスの提供に当たっては、主治の医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。</p> <p>二 事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した短時間型通所サービス個別計画（以下この章において「個別計画」という。）を作成するものとする。</p> <p>三 個別計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画等の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>四 事業所の管理者は、個別計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>五 事業所の管理者は、個別計画を作成した際には、当該個別計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>六 サービスの提供に当たっては、個別計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。</p> <p>七 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>八 サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>九 八の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>十 サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</p>	平29宇告45第57条	

項目	基準	根拠条文	評価
	<p>十一 事業所の管理者は、個別計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該個別計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した<b>介護予防支援事業者等</b>に報告するとともに、当該個別計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該個別計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。</p> <p>十二 事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した<b>介護予防支援事業者等</b>に報告しなければならない。</p> <p>十三 事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて個別計画の変更を行うものとする。</p> <p>十四 一から十二までの規定は、前号に規定する個別計画の変更について準用する。</p>		
3 サービスの提供に当たつての留意点	<p>① サービスの提供に当たつては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次の各号に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。</p> <p>一 事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント又は第1号介護予防支援事業による支援において把握された課題、サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。</p> <p>二 事業者は、運動器機能向上サービスを提供するに当たつては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。</p> <p>三 事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、運営に関する基準①34に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。</p>	平29宇告45第58条	

### 【通所介護相当サービス】

#### 6 サービス費用算定に関する基準

項目	基準	根拠条文	評価
1 第1号事業に要する費用の額	<p>① 第1号事業に要する費用の額は、次に定める1単位の単価に、別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。</p> <p>一 通所介護相当サービス（総合事業実施要綱第4条第1号イ（ア）に規定する通所介護相当サービスをいう。以下同じ。） 10.27円</p> <p>ア 通所介護相当サービス費（Ⅰ） <b>1,025単位</b></p> <p>イ 通所介護相当サービス費（Ⅱ） <b>1,798単位</b></p> <p>ウ 通所介護相当サービス費（Ⅲ） <b>2,064単位</b></p> <p>エ 通所介護相当サービス費（Ⅳ） <b>3,621単位</b></p>	平29宇告47第2条 平29宇告47第2条別表(2)	
	② ①の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。		
	<p>③ 指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第45条に規定する看護職員又は介護職員の員数を置いているものとして、<b>電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った</b>指定通所介護相当サービス事業所（指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第4条第1項に規定する指定通所介護相当サービス事業所をいう。以下同じ。）において、指定通所介護相当サービス（指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第2条第3号に規定する指定通所介護相当サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、次の各号に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。</p> <p>(1) 通所介護相当サービス費（Ⅰ） 介護予防サービス計画等において1週に1回程度の指定通所介護相当サービスが必要とされた者に対し、1回につき所要時間が5時間未満の指定通所介護相当サービスを1月のうち半数以上行った場合（市外に所在する指定通所介護相当サービス事業所が行った場合を除く。）</p> <p>(2) 通所介護相当サービス費（Ⅱ） 介護予防サービス計画等において1週に1回程度の指定通所介護相当サービスが必要とされた者に対し、指定通所介護相当サービスを行った場合（前号に掲げる場合を除く。）</p>		



項目	基準	根拠条文	評価
	<p>(3) 通所介護相当サービス費 (Ⅲ) 介護予防サービス計画等において1週に2回程度の指定通所介護相当サービスが必要とされた者(要支援2に限る。)に対し、1回につき所要時間が5時間未満の指定通所介護相当サービスを1月のうち半数以上行った場合(市外に所在する指定通所介護相当サービス事業所が行った場合を除く。)</p> <p>(4) 通所介護相当サービス費 (Ⅳ) 介護予防サービス計画等において1週に2回程度の指定通所介護相当サービスが必要とされた者(要支援2に限る。)に対し、指定通所介護相当サービスを行った場合(前号に掲げる場合を除く。)</p>		
2 利用定員を超えた場合又は従業者の員数が基準を満たさない場合の減算	利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号。以下「通所介護費等算定方法」という。)第23号に規定する基準に該当する場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。	平29宇告47第2条別表(2)ア注1	
3 高齢者虐待防止措置未実施減算	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)第14号の2に規定する基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。	平29宇告47第2条別表(1)注3	
4 業務継続計画未策定減算	厚生労働大臣が定める基準第14号の3に規定する基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。	平29宇告47第2条別表(1)注4	
5 中山間地域に居住する者へのサービス提供加算	従業者(指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第45条第1項各号に規定する従業者をいう。)が中山間地域等の地域第2号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。	平29宇告47第2条別表(2)ア注5	
6 若年性認知症利用者受入加算	受け入れた若年性認知症利用者(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者(法第7条第4項に規定する要支援者をいう。)となった者をいう。以下同じ。)ごとに個別の担当者を定めているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護相当サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して指定通所介護相当サービスを行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき240単位を所定単位数に加算する。	平29宇告47第2条別表(2)ア注6	
7 サービス種類相互の算定関係	<p>① 利用者が介護予防短期入所生活介護(法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。)、介護予防短期入所療養介護(同条第8項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。)、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、短時間型通所サービス、住民主体型通いの場活動支援事業(総合実施要綱第4条第1号イ(ウ)に規定する住民主体型通いの場活動支援事業をいう。以下同じ。)又は通所型短期集中予防サービス(総合事業実施要綱第4条第1号イ(エ)に規定する通所型短期集中予防サービスをいう。以下同じ。)を受けている間は、通所介護相当サービス費は、算定しない。</p> <p>② 利用者が1の通所介護相当サービス事業所において通所介護相当サービスを受けている間は、当該事業所以外の通所介護相当サービス事業所が通所介護相当サービスを行った場合に、通所介護相当サービス費は、算定しない。</p>	平29宇告47第2条別表(2)ア注7 平29宇告47第2条別表(2)ア注8	
8 同一の建物に居住する利用者にサービスを行った場合の減算	<p>事業所と同一の建物に居住する者又は事業所と同一の建物から当該事業所に通う者に対し、通所介護相当サービスを行った場合は、次の各号に掲げる利用者の区分に応じ、1月につき当該各号に定める単位数を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 介護予防サービス計画等において1週に1回程度の指定通所介護相当サービスが必要とされた者 376単位</p> <p>(2) 介護予防サービス計画等において1週に2回程度の指定通所介護相当サービスが必要とされた者(要支援2に限る。) 752単位</p>	平29宇告47第2条別表(2)ア注9	
9 送迎減算	利用者に対して、その居宅と指定通所介護相当サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位(ア)又は(イ)を算定している場合は1月につき376単位を、(ウ)又は(エ)を算定している場合は1月につき752単位を限度とする。)を所定単位数から減算する。ただし、8を算定している場合は、この限りでない。	平29宇告47第2条別表(2)ア注10	

項目	基準	根拠条文	評価
10 生活機能向上グループ活動加算	<p>次の各号に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、<b>電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、</b>利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動(以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。)を行った場合は、1月につき100単位を加算する。ただし、同月中に利用者に対し、12に掲げる栄養改善加算、13に掲げる口腔機能向上加算又は14に掲げる一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。</p> <p>一 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員(はり師及びきゆう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)その他通所介護相当サービス事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所介護相当サービス個別計画(指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第58条第2号に規定する通所介護相当サービス個別計画をいう。以下同じ。)を作成していること。</p> <p>二 通所介護相当サービス個別計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。</p> <p>三 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。</p>	平29宇告47第2条別表(2)イ	
11 栄養アセスメント加算	<p>次の各号のいずれの基準にも適合しているものとして、<b>電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った</b>指定通所介護相当サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下同じ。)を行った場合は、1月につき50単位を加算する。ただし、当該利用者が<b>栄養改善加算</b>又は<b>一体的サービス提供加算</b>の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。</p> <p>一 指定通所介護相当サービス事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>二 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下12において「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。</p> <p>三 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p> <p>四 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が通所介護費等算定方法第23号に規定する基準のいずれにも該当しない事業所であること。</p>	平29宇告47第2条別表(2)ウ	



項目	基準	根拠条文	評価
12 栄養改善 加算	<p>次の各号のいずれの基準にも適合しているものとして、<b>電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、</b>低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、これらの利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であつて、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この12及び14において「栄養改善サービス」という。)を行つた場合は、1月につき200単位を加算する。</p> <p>一 指定通所介護相当サービス事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>二 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥(えん)下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画(以下「栄養ケア計画」という。)を作成していること。</p> <p>三 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行つているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。</p> <p>四 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>五 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が通所介護費等算定方法第23号に規定する基準のいずれにも該当しない事業所であること。</p>	平29宇告47 第2条別表(2) エ	
13 口腔機能 向上加算	<p>厚生労働大臣が定める基準第132号において読み替えて準用する第20号に規定する基準(この場合において、厚生労働大臣が定める基準第132号中「介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号)別表単位数表の通所型サービス費のト」とあるのは、「宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱(平成29年宇治市告示第47号。以下「総合事業の費用の額に関する要綱」という。)別表第2号カ」とする。)に適合しているものとして、<b>電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、</b>口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、これらの利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であつて、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この13及び14において「口腔機能向上サービス」という。)を行つた場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次の各号のいずれかの加算を算定している場合においては、次の各号に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>一 口腔機能向上加算(Ⅰ) 150単位</p> <p>二 口腔機能向上加算(Ⅱ) 160単位</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準 イ 口腔機能向上加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を一名以上配置していること。 (2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。 (3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービス(指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注18に規定する口腔機能向上サービスをいう。以下同じ。)を行つているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。 (4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。 (5) 通所介護費等算定方法第一号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。 ロ 口腔機能向上加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (2) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p> <p>(平27厚告95 百三十二号(二十号準用))</p>	平29宇告47 第2条別表(2) オ	

項目	基準	根拠条文	評価
14 一体的サービス提供加算	<p>厚生労働大臣が定める基準第133号に規定する基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいづれも実施した場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1月につきを480単位を加算する。ただし、12に掲げる栄養改善加算又は13に掲げる口腔機能向上加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準  イ 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  (1) 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス(以下「選択的サービス」という。)のうち、2種類のサービスを実施していること。  (2) 利用者が指定通所介護相当サービスの提供を受けた日において、当該利用者に対し、選択的サービスを行っていること。  (3) 利用者に対し、選択的サービスのいずれかのサービスを1月に2回以上行っていること。  ロ 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  (1) 利用者に対し、選択的サービスのうち3種類のサービスを実施していること。  (2) イ(2)及び(3)の基準に適合すること。  (平27厚告95 百三十三号(百九号準用))</p>	平29宇告47第2条別表(2)カ	
15 サービス提供体制強化加算	<p>厚生労働大臣が定める基準第135号において読み替えて準用する第23号に規定する基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護相当サービス事業所が利用者に対し指定通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じ、1月につき次の各号に掲げる区分に従い所定単位数を加算する。ただし、次の各号のいずれかの加算を算定している場合においては、次の各号に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)  ア 介護予防サービス計画等において1週に1回程度の指定通所介護相当サービスが必要とされた者 88単位  イ 介護予防サービス計画等において1週に2回程度の指定通所介護相当サービスが必要とされた者(要支援2に限る。) 176単位  (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)  ア 介護予防サービス計画等において1週に1回程度の指定通所介護相当サービスが必要とされた者 72単位  イ 介護予防サービス計画等において1週に2回程度の指定通所介護相当サービスが必要とされた者(要支援2に限る。) 144単位  (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)  ア 介護予防サービス計画等において1週に1回程度の指定通所介護相当サービスが必要とされた者 24単位  イ 介護予防サービス計画等において1週に2回程度の指定通所介護相当サービスが必要とされた者(要支援2に限る。) 48単位</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準  イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  (1) 次のいずれかに適合すること。  (一) 事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。  (二) 事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。  (2) 通所介護費等算定方法第23号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。  ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  (1) 事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。  (2) イ(2)に該当するものであること。  ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  (1) 次のいずれかに適合すること。  (一) 事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。  (二) 指定通所介護相当サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。  (2) イ(2)に該当するものであること。  (平27厚告95 百三十五号(二十三号準用))</p>	平29宇告47第2条別表(2)キ	

項目	基準	根拠条文	評価
<p>16 生活機能向上連携加算</p>	<p>厚生労働大臣が定める基準第15号の2に規定する基準(この場合において、同号中「通所型サービス事業所」とあるのは「指定通所介護相当サービス事業所」と、「通所型サービス(法第115条の45第1項第1号のロに規定する第1号通所事業所のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条の規定による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するサービスをいう。)」とあるのは「指定通所介護相当サービス」とする。)に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護相当サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、第1号については、利用者の急性憎悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、第2号については、1月につき、次の各号のいずれかの単位数を所定単位数に加算する。ただし、次の各号のいずれかの加算を算定している場合においては、次の各号に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>一 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位</p> <p>二 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準  イ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)  次のいずれにも適合すること。  (1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下「理学療法士等」という。)の助言に基づき、当該通所介護相当サービス事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び運動器機能向上計画の作成を行っていること。  (2) 運動器機能向上計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。  (3) (1)の評価に基づき、運動器機能向上計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と運動器機能向上計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。</p> <p>ロ 生活機能向上連携加算(Ⅱ)  次のいずれにも適合すること。  (1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該通所介護相当サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び運動器機能向上計画の作成を行っていること。  (2) 運動器機能向上計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。  (3) (1)の評価に基づき、運動器機能向上計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と運動器機能向上計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。</p> <p>(平27厚告95 十五号の二)</p>	<p>平29宇告47第2条別表(2)ク</p>	
<p>17 口腔・栄養スクリーニング加算</p>	<p>厚生労働大臣が定める基準第107号の2に規定する基準に適合する指定通所介護相当サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次の各号に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次の各号のいずれかの加算を算定している場合においては、次の各号に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合においては、算定しない。</p> <p>一 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20単位</p> <p>二 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5単位</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準  イ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  (1) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。  (2) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</p>	<p>平29宇告47第2条別表(2)ケ</p>	

項目	基準	根拠条文	評価
	<p>(3) 通所介護費等算定方法第16号及び第23号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(4) 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。  (一) 栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算若しくは選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。  (二) 当該利用者が口腔機能向上加算若しくは選択的サービス複数実施加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。</p> <p>ロ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)  次に掲げる基準のいずれかに適合すること。  (1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  (一) イ(1)及び(3)に掲げる基準に適合すること。  (二) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算若しくは選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。  (三) 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算若しくは選択的サービス複数実施加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。</p> <p>(2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  (一) イ(2)及び(3)に掲げる基準に適合すること。  (二) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算若しくは選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。  (三) 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算若しくは選択的サービス複数実施加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。</p> <p>(平27厚告95 百七号の二)</p>		
18 科学的介護推進体制加算	<p>次の各号のいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し指定通所介護相当サービスを行った場合は、1月につき40単位を加算する。</p> <p>一 利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定した値をいう。以下同じ。)、栄養状態、口腔機能、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。</p> <p>二 必要に応じて指定通所介護相当サービス個別計画を見直す等、指定通所介護相当サービスの提供に当たって、前号に規定する情報その他指定通所介護相当サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。</p>	平29宇告47 第2条別表(2) コ	
19 介護職員等処遇改善加算	<p>厚生労働大臣が定める基準第136号において準用する第48号に規定する基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、指定通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次の各号に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次の各号のいずれかの加算を算定している場合においては、次の各号に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 1から18までの規定により算定した単位数の1000分の92に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 1から18までの規定により算定した単位数の1000分の90に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 1から18までの規定により算定した単位数の1000分の80に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 1から18までの規定により算定した単位数の1000分の64に相当する単位数</p> <p>令和7年3月31日までの間、第136号において準用する第48号に規定する基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護相当サービス事業所(前項の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次の各号に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次の各号のいずれかの加算を算定している場合においては、次の各号に掲げるその他の加算は算定しない。</p>	平29宇告47 第2条別表(2) サ	



項目	基準	根拠条文	評価
	<p>(1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から18までの規定により算定した単位数の1000分の81に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から18までの規定により算定した単位数の1000分の76に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から18までの規定により算定した単位数の1000分の79に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から18までの規定により算定した単位数の1000分の74に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から18までの規定により算定した単位数の1000分の65に相当する単位数</p> <p>(6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から18までの規定により算定した単位数の1000分の63に相当する単位数</p> <p>(7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から18までの規定により算定した単位数の1000分の56に相当する単位数</p> <p>(8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から18までの規定により算定した単位数の1000分の69に相当する単位数</p> <p>(9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から18までの規定により算定した単位数の1000分の54に相当する単位数</p> <p>(10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から18までの規定により算定した単位数の1000分の45に相当する単位数</p> <p>(11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から18までの規定により算定した単位数の1000分の53に相当する単位数</p> <p>(12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から18までの規定により算定した単位数の1000分の43に相当する単位数</p> <p>(13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から18までの規定により算定した単位数の1000分の44に相当する単位数</p> <p>(14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から18までの規定により算定した単位数の1000分の33に相当する単位数</p>		

### 【短時間型通所サービス】

#### 6 サービス費用算定に関する基準

項目	基準	根拠条文	評価
1 第1号事業に要する費用の額	<p>① 第1号事業に要する費用の額は、次の各号に掲げるサービスの種類に応じ、当該各号に定める1単位の単価に、別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。</p> <p>一 生活支援型訪問サービス（総合事業実施要綱第4条第1号ア（イ）に規定する生活支援型訪問サービスをいう。以下同じ。） 10円</p> <p>ア 短時間型通所サービス費 <b>328単位</b></p>	<p>平29宇告47第2条</p> <p>平29宇告47第2条別表(4)</p>	
	② 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。		
	③ 短時間型通所サービス事業所（指定生活支援型訪問サービス等基準等要綱第4条第1項に規定する短時間型通所サービス事業所をいう。以下同じ。）において、短時間型通所サービス（指定生活支援型訪問サービス等基準等要綱第2条第2号に規定する指定短時間型通所サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、1週に2回を限度として所定単位数を算定する。		
2 高齢者虐待防止措置未実施減算	厚生労働大臣が定める基準第14号の2に規定する基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。	平29宇告47第2条別表(4)ア注2	

項目	基準	根拠条文	評価
3 業務継続計画未策定減算	厚生労働大臣が定める基準第14号の3に規定する基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。	平29宇告47第2条別表(4)ア注3	
4 中山間地域に居住する者へのサービス提供加算	従業者（指定生活支援型訪問サービス等基準等要綱第44条第1項各号に規定する従業者をいう。）が辺地に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。	平29宇告47第2条別表(4)ア注4	
5 サービス種類相互の算定関係	① 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、通所介護相当サービス、住民主体型通いの場活動支援事業又は通所型短期集中予防サービスを受けている間は、短時間型通所サービス費は、算定しない。	平29宇告47第2条別表(4)ア注5 平29宇告47第2条別表(4)ア注6	
	② 利用者が1の事業所において短時間型通所サービスを受けている間は、当該事業所以外の事業所が短時間型通所サービスを行った場合に、短時間型通所サービス費は、算定しない。		
6 送迎加算	利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行った場合は、片道につき45単位を加算する。ただし、事業所と同一の建物に居住する者又は事業所と同一の建物から当該事業所に通う者（傷病により送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により一時的に送迎が必要であると認められる利用者を除く。）に対し送迎を行った場合は、この限りでない。	平29宇告47第2条別表(4)イ	
7 入浴介助加算	入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して入浴介助を行うものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、当該人員及び設備を有して入浴介助を行った場合は、1日につき40単位を加算する。	平29宇告47第2条別表(4)ウ	
8 生活機能向上連携加算	厚生労働大臣が定める基準第15号の2に規定する基準（この場合において、同号中「通所型サービス事業所」とあるのは「指定短時間型通所サービス事業所」と、「通所型サービス（法第115条の45第1項第1号のロに規定する第1号通所事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するサービスをいう。）とあるのは「指定短時間型通所サービス」とする。）に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短時間型通所サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体状況等の評価を行い、かつ、運動器機能向上計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(I)については、利用者の急性憎悪等により当該運動器機能向上計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1回につき、(II)については、1回につき、次の各号のいずれかの単位数を所定単位数に加算する。ただし、次の各号のいずれかの加算を算定している場合においては、次の各号のその他の加算は算定しない。	平29宇告47第2条別表(4)エ	
	一 生活機能向上連携加算(I) 17単位 二 生活機能向上連携加算(II) 35単位		
	※厚生労働大臣が定める基準 イ 生活機能向上連携加算(I) 次のいずれにも適合すること。 (1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該短時間型通所サービス事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び運動器機能向上計画の作成を行っていること。 (2) 運動器機能向上計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 (3) (1)の評価に基づき、運動器機能向上計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と運動器機能向上計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。		

項目	基準	根拠条文	評価
	<p>ロ 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該短時間型通所サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び運動器機能向上計画の作成を行っていること。</p> <p>(2) 運動器機能向上計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>(3) (1)の評価に基づき、運動器機能向上計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と運動器機能向上計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。</p> <p>(平27厚告95 十五号の二)</p>		
9 科学的介護推進体制加算	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短時間型通所サービス事業所が、利用者に対し指定短時間型通所サービスを行った場合は、1回につき7単位を加算する。</p> <p>一 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。</p> <p>二 必要に応じて短時間型通所サービス個別計画を見直す等、指定短時間型通所サービスの提供に当たって、前号に規定する情報その他指定短時間型通所サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。</p>	平29宇告47第2条別表(4)オ	
10 介護職員等処遇改善相当加算	<p>厚生労働大臣が定める基準第136号において準用する第48号に規定する基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短時間型通所サービス事業所が、利用者に対し、指定短時間型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次の各号に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次の各号のいずれかの加算を算定している場合においては、次の各号に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等処遇改善相当加算(Ⅰ) 39単位</p> <p>(2) 介護職員等処遇改善相当加算(Ⅱ) 38単位</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善相当加算(Ⅲ) 33単位</p> <p>(4) 介護職員等処遇改善相当加算(Ⅳ) 27単位</p>	平29宇告47第2条別表(4)カ	



項目	基準	根拠条文	評価
	<p>令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短時間型通所サービス事業所(前項の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定短時間型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次の各号に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次の各号のいずれかの加算を算定している場合においては、次の各号に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等処遇改善相当加算(V)(1) 34単位</p> <p>(2) 介護職員等処遇改善相当加算(V)(2) 32単位</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善相当加算(V)(3) 33単位</p> <p>(4) 介護職員等処遇改善相当加算(V)(4) 31単位</p> <p>(5) 介護職員等処遇改善相当加算(V)(5) 27単位</p> <p>(6) 介護職員等処遇改善相当加算(V)(6) 26単位</p> <p>(7) 介護職員等処遇改善相当加算(V)(7) 23単位</p> <p>(8) 介護職員等処遇改善相当加算(V)(8) 29単位</p> <p>(9) 介護職員等処遇改善相当加算(V)(9) 23単位</p> <p>(10) 介護職員等処遇改善相当加算(V)(10) 19単位</p> <p>(11) 介護職員等処遇改善相当加算(V)(11) 22単位</p> <p>(12) 介護職員等処遇改善相当加算(V)(12) 18単位</p> <p>(13) 介護職員等処遇改善相当加算(V)(13) 18単位</p> <p>(14) 介護職員等処遇改善相当加算(V)(14) 14単位</p>		

注1 本自主点検表は、自主点検用として作成しているものであるため、指定基準・算定基準にかかる全ての法令等を網羅したものではありません。

注2 記載されている法令等の条文は、語句を省略するなどの修正を加えている箇所があるため、原文通りではありません。

注3 法令・基準等については、厚生労働省発出のもの等で確認すること。